

平成30年 3月26日 生活環境委員会 議事録
11時40分 開会

○出席委員 (7人)

委員長 田中 実穂

副委員長 北地 範久

委員 賀屋 幸治、和田 芳弘、藤井 馨、日域 究、細川 雅子

議長 児玉 朋也

○欠席委員 なし

○田中委員長 それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから生活環境委員会を開会いたします。

市長さん、挨拶がありますか。

市長。

○入山市長 生活環境委員会開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○田中委員長 それでは、議事日程に従って進めさせていただきます。

日程第1、議案第39号、大竹市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議上でも説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

健康福祉部長。

○米中健康福祉部長兼福祉事務所長 特に補足説明はございませんので、よろしくお願いたします。

○田中委員長 それでは、本件に対する質疑を求めます。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、日程第2、議案第40号、大竹市指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

追加説明ございますか。

健康福祉部長。

○米中健康福祉部長兼福祉事務所長 条例改正の内容につきまして、地域介護課のほうからお手元の資料に基づいて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○田中委員長 地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 それでは、補足説明をさせていただきます。

本議案は、国の基準である指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を当該国の基準に合わせ改正をするものでございます。

具体的な内容でございますが、地域密着型サービスのうち、定期巡回随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の二つのサービスの訪問介護員、いわゆるヘルパーの資格に関しまして従前は介護福祉士または法第8条第2項に規定する政令で定めるものとしておりましたが、改正後はこの政令で定めるものにつきまして介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限ると限定をいたします。

ただし、条例改正後も訪問介護員の資格につきましては、改正前と一切変更ございません。このことにつきましてお配りをしております資料をもとに御説明をいたします。

資料の表題の「介護保険法第8条第2項に規定する政令で定めるもの」とは、につきましては、上の枠内の黒丸のところでございますが、イまたはロに掲げる研修の課程を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者を指します。イは都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修、ロは都道府県知事が指定するものの行う研修であって、厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたものとされており、そしてこれらの研修は、下の表の介護保険法施行規則の新旧対照表の右側、改正前の欄でございますが、イとロの二つの研修を介護職員初任者研修課程とするとされており、

一方、表の左側の改正後の欄でございますが、今年22日に介護保険法施行規則が改正され、本年7月1日からこの二つの研修は介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修を指すこととなりました。この追加された生活援助従事者研修は、訪問介護のうち調理や清掃などの生活援助中心型のサービスの担い手を確保するため、介護職員初任者研修課程よりも短いカリキュラムで修了できる研修であり、本年4月に創設されるものでございます。

本市の定期巡回随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の二つのサービスにおける訪問介護員の資格としては、この生活援助従事者研修の修了者を認めず、これまでどおり介護職員初任者研修課程の修了者のみといたしますので、当該研修の修了者に限定する旨の規定を加えることにより改正前の条例と同一の内容とするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○田中委員長 ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑を求めます。質疑はございませんか。

丁寧な説明いただいたんですけど。

日域委員。

○日域委員 丁寧な説明をいただいたんですけども、余計わからんようになったんですけども。要は実質的には変わらないという話の結論でいいんですよね。で、何で変えるのかなというところがあるんですが、ちょっと何も知らないもんで教えてもらえますか。

○田中委員長 佐伯地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 内容につきましては、これまでと全く変わりません。

今回改正する意図としましては、これまで介護職員初任者研修課程に加えて生活援助従事者研修というものが政令に定めるものとして規定されましたので、変えなければその二つの研修どちらかを受ければ地域密着型サービスのうち定期巡回随時対応型訪問介護看護、それから夜間対応型訪問介護、この二つの訪問介護員、ヘルパーに従事できるということになりますので、生活援助従事者研修のほうは省かせていただくという意図であえて片方の研修のみを限定させていただいたというものであります。

以上です。

○田中委員長 日域委員。

○日域委員 要するに国がこれだけ枠を広げたと、だけどうちは違うよと、大竹市は従前どおりこの幅しかだめですよという、そういうことですね。ありがとうございました。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第3、平成30年陳情第1号、市営アパートへのLPガス納入価格の適正化を求める陳情を議題といたします。

初めての陳情でございますので、職員をもって朗読をさせます。

○議会事務局加藤議事係長 それでは、陳情文書表のほうを読み上げさせていただきます。

受付番号第218号

受付年月日 平成30年3月19日

陳情者 大竹市御園2丁目3番3の203号、宮本邦生氏ほか78名

件名 市営アパートへのLPガス納入価格の適正化を求める陳情

陳情の要旨 平成27年10月21日の中国新聞が報道した様に、市営アパートへのLPガス納入は、地区によって、あるいは棟によって納入する業者が固定しています。しかもアパート建設依頼、何10年間にわたり一切変更されたことがありません。その結果、業者間の

価格差は2年前の市の調査で最も高いところは最も安いところよりも8割も高い状況となっています。

経済産業省は自由価格でありながら情報開示が不十分で、適正な競争状態が実現していないとLPガス業者に強く是正を働きかけていますが、異常な価格差が判明しているながら、それを放置している大竹市営アパートの状況は、適正な競争を促そうとする経済産業省の施策に反旗をひるがえす行為です。

ついでに、市営アパートの家主であり住宅困窮者に低廉で良質の住環境を提供する公営住宅法上の義務を負う大竹市は、LPガス納入業者の再募集をするなど、適正な競争状況を創り出すことによって、価格の適正化を図り、公営住宅の目的に沿った運営の実現を図ることを求めます。

陳情の理由 私は長年市営住宅に居住し、そこに住む人々の機微に触れながら人生を送ってきました。ガスが高いと主張する住人に対しては違和感すら持っていましたが、ある時に検針票を集めてみて驚きました。使用量が少ないのに請求額が高いケースが多くあったのです。そもそも基本料金と従量料金単価すら明示されず、使用量がわかっても請求額の算出は出来ない状況でした。

それ自体あり得ないことですが、その為に、業者間の料金比較が困難となり、異常な価格差をつくり出す温床となっていたと考えられます。

検針票等の表示はその後の経済産業省の指導で改善されつつありますが、価格が変わった印象はありません。2年前の市の調査以降、業者への指導を担当課である都市計画課長に何度もお願いしてきました。集合住宅において、納入業者の選定は建物の管理者が行うことは世の常識でありながら「交渉は入居者で」というばかりで都市計画課は責任を回避、異常な状況が続いています。

そんな中で御園6号棟の新規建設が始まり、ガス業者を事前に決める為の大竹市による公募が行われました。3社の応募があったと聞いておりますが、ここで決まった価格が正に適正な手順を得て決まった適正価格であることに、何人も異論はないと思います。

その後、既存の市営アパートのガスについても同様の公募の実施を求めましたが、建設部長、都市計画課長、住宅係長とも、その回答は「入居者が直接交渉するように」というものでした。それを受けて、地元をはじめ近隣自治体の複数の業者と交渉しましたが、何れも市の公募でなければ参加が困難との回答でした。

そのことを踏まえて、住宅係長に再度公募の要請をしましたが、「市が公募すれば独禁法に触れる恐れがある」と言って拒否されました。この発言には大きな問題を感じます。無競争状態を容認しているのは市営住宅の設置者である大竹市です。その結果として著しい価格差が生じています。私が国に確認したところでは、独禁法に触れるのは逆に大竹市ではないか、とのことでした。

一方、業者にとっても、新築時だけでなく、既存の市営住宅で定期的に公募を行えば、公平な条件の下での参入が可能です。一定期間ごとに再公募を実施することは、ビジネスの機会均等という意味でガス業界にとっても有意義なことなのです。これを見落としてはいけません。

つまりガス業者の公募を頑なに拒否する大竹市建設部長、都市計画課長、住宅係長は、市営アパート入居者の「適正な価格でガスを買う権利」を侵害しているだけでなく、「市内ガス業者の市営アパートへの事業参入の機会」をも奪っているのです。

については業者の入れ替えが一切ないという現況を異常事態を捉え、一刻も早く下記の対応をとって頂きますようお願いいたします。

記

1、既存の市営アパートについて、速やかにガス業者の公募を行い、ガス価格の適正化を図ってください。

2、現在のルールでは、共同住宅である市営アパート入居者各々には、事実上ガス業者選択の自由がありません。そのため、納入業者は市営住宅を完全に支配し自由な価格設定を行っています。つきましては、市営アパートにおいてガス料金の適正化を担保するために、一定期間毎に業者の再公募等のルールを作ってください。

以上でございます。

○田中委員長 それでは、審査に当たります前に執行部におかれて本陳情に関して何か現状等について教えていただけることあったら、お願いいたします。

坪浦建設部長。

○坪浦建設部長 このたびの本会議での一般質問でもございましたけども、その答弁と重なる部分もありますけども担当課長のほうから市としての考えを説明させていただきたいと考えております。

○田中委員長 中司都市計画課長。

○中司都市計画課長 今回の陳情に対する執行部側の考えでございます。

まず、このLPガス料金ですが、これは自由料金制であるということでガスの原料の仕入価格であるとか、ガスの供給コストとか消費量、また配送コスト、保安サービス等によっても価格差が生じるんだろうというふうに考えております。このため市営アパートの高いガス料金と安い料金を単純に比較して高いガス料金のほうが適正価格ではないとすることというのは言えないのかなというふうに考えております。

LPガス料金がどうなっているのかわからない、不当に高い料金で買わされているのではないかという疑念があるということであれば、まずは消費者においてガス販売事業者に対して料金に関する問い合わせをしてもらって、ガス料金の算定方法であるとか内容について納得のいく説明を求めてもらうという必要があるのかなと考えております。

ガス販売事業者に対してガス料金透明化に向けて標準的な料金メニューの公表であるとか、消費者等から寄せられた苦情、また問い合わせに適切に対応するよう国においても指針を示しておるところでございますし、全国のLPガス協会等も業界を上げて取り組んでいるというところでございます。

こういったことを踏まえまして、ガス料金の算定方法であるとか内容について消費者に納得してもらえるよう説明すべきというのはガス販売事業者であるというふうに考えております。

次に、公募についてでございますけども、既に入居者がおり、各個々がガス販売事業者

と契約を結んでいる状況の中で、ガス料金に価格差があるということをもって、中立の立場であるべき市が民と民の契約に関係することに介入していくということは適切ではないというふうに考えております。

ガス販売事業者を変更するためには、各戸の契約者が現在の販売事業者に対して解約の申し出、そして変更後の販売事業者と新たな契約手続を行うという必要がございます。このため、販売事業者の変更であるとか選定については、契約当事者である入居者の自由の意思と責任に基づいて行ってもらふ必要があるというふうに考えておまして、このような民と民の契約に関係することに市が立ち入るといふことは適切ではないというふうに考えておるところです。これまでも回答させていただいておりますけれども、入居者さん、契約者の総意のもとガス料金等を比較、考慮し、またガス供給事業者を変更したいとすることについて市営住宅の管理者である市としてこれを拒むものではございません。また、消費者がガス販売事業者を自由に選択するということを制限しているものでもございません。

こういったことから、市としては、既に契約ができているガス事業者を再度公募することについてはなじまないというふうに考えております。したがって一定期間ごとに再公募するルールをつくるということについては、今のところ考えておりません。ガス料金が適正価格であると納得、また判断するというのは契約者である市営住宅の入居者であるということから、入居者の総意、また責任においてガス販売事業者を選定、変更してもらふというのが、最もよい方法ではないかというふうに考えておるところです。

以上です。

○田中委員長 それでは委員の皆さんの執行部に対する質疑、ありましたらどうぞ。

賀屋委員。

○賀屋委員 済みません。この陳情の中身で前段のほうに8割も高い状況となっておりますということで、このことも平成27年10月21日の中国新聞に出ていたのかどうなのか、ちょっとはつきり覚えていませんけれども、実態としてそういう市営住宅、各地区にありますけれども、この市営住宅ごとにどのくらい実際に格差があるのか、その辺できれば平均的な価格になるのかもわかりませんが、把握されておれば教えていただきたいんですが。

○田中委員長 わかっておれば。

中司都市計画課長。

○中司都市計画課長 2年前に市のほうで調査したということはありますけれども、現在は市営住宅のガス料金がどういうふうになっているかというのは調査はしておりません。

○田中委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 2年前で結構なんですけど、そんなに変わってないかもわかりませんが、よくわかりませんが、どのくらいか、本当にここで陳情者の方が出されてる8割も高い状況が実際にあったのかどうなのか、その辺の確認をしてみたいということもありますし、またあわせて周辺の例えば岩国市であるとか和木町であるとか廿日市市であるとか、公営住宅あると思うんですが、それぞれの公営住宅でやはり同じような格差が生じているのかどうか。全て先ほどの説明ありましたように民の契約のことだから公は口を出さない

よと、知りませんということで全てがそういう運営の体制になっているのかどうか、そのあたり、周辺の、あるいは全国的にでもいいんですけども、そういう傾向があるのかどうか、その辺もし把握されておれば、お願いしたいと思うんですが。

○田中委員長 中司都市計画課長。

○中司都市計画課長 2年前の調査でございますけども、陳情の中にあります1.8倍の料金格差というところでございますが、これは小方の市営アパートと御園の5号アパートを比較されたんではなかろうかと思えます。先ほども言いましたように供給戸数であるとかいろんな条件によって価格差が生じるということでございますので、例えば小方アパートでは106戸に対して供給するのに対して、御園5号棟のアパートについては32戸というようなこともありますので、そういったところでも価格差が生じる要因、原因かなというふうに考えております。

他市町の状況でございますが、特にそれは調査とかいうのはしておりません。

以上です。

○田中委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 多少の格差といいますか誤差は業者も違うし、戸数も違うし、場所も違うし、反映される価格が違うというのは理解できると思うんです。例えばガソリンスタンドがずっとありますけども、それぞれ店によって違う。だけど、もともになる供給される原油といいますか原価ですね。それはそんなに変わってないはずなんで。例えば同じところから仕入れれば、ほとんど同じ価格で仕入れられるし、あとは店の大きさであるとか売り上げであるとかそういうので多少の差は出しますけども、そこを選ぶほう、消費者としては安いところに選択をして、多少遠くても安いところにガソリンをつぎに行くという、そういういわゆる通常の商行為であればそれができるわけですけども、今の話でいきますとこの市営住宅に今住んでおられる方はその選択ができないということがまず1点あるみたいで、その中で本当にどのくらい違うのかということがしっかり把握をしないとなかなかこの判断がしにくいんじゃないかなというふうに思います。そのあたりをまた調査なりしていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

藤井委員。

○藤井委員 お願いします。LPガスの値段というのは、すごく調べてみたら違うんですね。ガス料金というのは、私もこの陳情書が出て、うちのLPガスも調べてみたんですよ。そうすると、基本料金というのがありますよね。基本料金というのは、ガスボンベの容器とか配管とかゴム管が最後ついてますよね。メーターが途中にあって、いろいろ器具がついとるんですね。これはただで最初は設置してくれるんですけども、月々の基本料金、これですと回収していくわけですよ。それが基本料金になってる。この陳情書の中に出てくるこの言葉が最初わからなかったんですが、従量料金、つまりこれガスを何ぼ使ったかという使用料のことなんですよ。ここが随分LPガスの取り扱い会社によって大きく違ってるんですね。それで、この価格差が生じているんだろうと思います。

難しいのは、個人であれば隣のうちが安いけ、ここのガス会社に切りかえようというこ

とを勝手にできますよね。でもアパートであれば50軒あれば50軒が一固まりで共通されているわけですから、幾ら他のアパートと比較したときにすごくさっきの話では1.8倍も差があるというような話なんで、安いところに切りかえたいと思っても切りかえられないからこの陳情が出とるんじゃないか思うんですね。違いますかね。

それで、ちょっと伺いたいんですが、市営アパートというのはあちこちありますよね。その最初にガス管を工事すればこれは基本料金になるんですが、それとガスの料金の設定ですよ。これはどなたが行ったんかどうか、聞きたいんですよ。お願いします。

○田中委員長 中司都市計画課長。

○中司都市計画課長 ガスの料金については、ガスの販売事業者さんが決めているということです。一番建設当初については、市のほうでそこへ納入する事業者さんについて選定しております。

以上です。

○田中委員長 藤井委員。

○藤井委員 そうなんでしょ。新しいアパートができました。配管してもらいました。今から入居者を募集しますというときには、市がやったんですよ。契約を。違うんですか。何カ所もアパートがあって、そこで価格が違うから問題になつとるわけですね。その価格がわずかなものであれば大したことないでしょうけども、その価格が大きく、大方2倍近く違うわけですよ。先ほどの陳情書によると。そこが大問題だと思うんですよ。ですから、一括して50軒の人がガス一つから入れてますよね。一つのアパート。ここの多分、各戸のところにもーターがついとるだろう思うんですが、これはもう使用量こそ違うけど従量料金ですか、これは全部同じですよ。一つの会社が供給してるわけですから。ここを改めてくれということですよ、この陳情書は。だから個人でやるべきだというふうに私は受けとったんですが、間違っと思ったら済みませんけどもね。個人の家では個々で選ぶことができるけども、アパートの方は50軒おれば50軒の人が一まとまりにならんやあできんわけですよ。そういうことですよ。個々でやってくれ言うても、これできませんね。

計算方法、算定方法なんかは個人個人でやってくれというふうなお話だったと思うんですが、これもなかなか難しいじゃろ思うんですね。それで一番大もとであるガスの供給者の安いところを選んでくれちゅうことですよ。市のほうで。ほんならまともな価格競争ができますよね。当然、入居者の人は安いほどいいわけですから。ガスにいろんな差があるわけじゃないわけですからね。質問になつとるかどうかわかりませんが、そういう個々の方が交渉ができないような状況にあるのに、アパートの管理者である部署が交渉しないというのではちょっと矛盾があるような気がするんですが、考えをいただけます。

○田中委員長 中司都市計画課長。

○中司都市計画課長 先ほども申し上げましたとおり民と民が契約をしているガス料金について市のほうが介入して一業者を選定するという点についてはちょっと問題があるのかなというふうに考えておまして、先ほど言いました入居者さんが入居者全員の総意のもとでガス事業者さんを変更したいんだということであれば、それについて市として拒否す

るものではございませんし、それについて相談に応じるということは、まあできるのかなというふうに思っております。

このことにつきましては、昨年になりますけれども市営住宅の入居者の方から経済産業省とか広島県においてLPガス納入業者の選定とか価格交渉の権利というのは、ガスを購入する入居者にあるというような解釈を出されたということから、ガス納入業者の選定と価格交渉について市営住宅入居者が行ってもよろしいかという照会、問い合わせがございました。先ほど申しましたけど、入居者、契約者さんの総意と責任のもとでガス販売事業者の変更、ガス料金に係る交渉について行ってもらうということについて認める旨回答しております。市として販売事業者の選択、変更を制限するようなことはしておらないということです。

以上です。

○田中委員長 藤井委員。

○藤井委員 陳情書を見ますと、宮本という方とあと78名の方が署名されとるわけですね。かなりの数だと思うんですけども、この78名1つの棟かどうかはわかりませんが、例えばこれが1つの棟から発生しておるのであればやっぱりアクションとらないけんのではないですかね。その点が1つと、経済産業省等も自由価格でありながら情報開示が不十分であると、LPガスですね。適正な競争状態にないと。LPガス業界に働きかけていると、国のほうもちゃんとやりなさいというふうに働きかけているわけですよ。

プロパンガス料金の消費者協会とかいうのがございまして、賢く安いプロパンガスの購入を呼びかけとるわけですよ。世の中はそういうふうになつとるんですよ。にもかかわらずなかなかアパートについては改善できていかないというところが非常に私は理解できないところがございます。

その点と、私の個人的な家に対しては、LPガスちゅうのは原油の価格が変わると電気料金と一緒に変わるわけですね。そのたんびにわずかですが上がったり下がったりやりよるんですよ。そのとき必ず通知が来るんですよ。原油価格がこうなりましたから、このようになりましたという通知、書面が来ます。そういったことはちゃんと管理されてます。これは個人の契約じゃけ、もう管理せんでもええというふうになつとるのかどうか。随分、場合によっては年に何回も価格が変動するんですよ。同じところの契約でも。

要は、討論みたいになるんですが、民対民とか言われますけど、1つの大きな建物の中に何十人も入って、高い安い差がすごい大きいというときにはぜひ私の気持ちとしたら皆さんにどうですかと諮って意見が多数であれば介入すべきだと思っております。しつこいようですが、よろしく願います。

○田中委員長 事務局長。

○中曽事務局長 済みません。藤井議員さん、今さっき言われました78名という分ですけれども、執行部のほうには陳情者お伝えしておりません。議会で見えております78名は同じ棟の方ではありません。

以上です。

○田中委員長 さっき言われたからね。答弁が同じであつたら、さっきの答弁と同じ介入で

きないのはできない。そういう答弁をきちっとして。

中司都市計画課長。

○中司都市計画課長 先ほども答弁しましたけども、民と民の契約について市のほうが介入していくべきではないというふうに考えております。

先ほどのガス料金の変更等について、ガス料金が変わった場合には各消費者さんに対してちゃんと通知するように国のほうも指導しておりますので、それについてはガス販売事業者さんもそれに沿って適切な対応をされているというふうに考えております。市としてそこをどういうふうに行っているかというのは、確認はしておりません。

以上でございます。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 ガスのことについて、多分私も含めてですけども余り中身について詳しい知識がないというのが現実だろうと思います。

私あの、四、五年前に契約したLPガスだったら新しいじゃないですか。ガス屋さんに契約書をコピーして持ってきてくれって言ったら持ってきました。これLPガス業界の悪いところですけども、契約書、当然保存義務があるから持ってきてくれますよ。それ見たらどう見ても契約書じゃないんですよ。最初はお知らせと書いて。お知らせと書いてる文章がだっと書いて、最後のほうに開いてみたら、契約書的な要項が入ってるんですよ。ひょっとしたら今、消費者契約法なんてありますけども、契約書であれば頭からこれは契約書ですからねと言わないけんと思うんですけどもね、すごい曖昧なものでした。

その中にいろんなものがありまして、さっき配送のことを言われましたけど、この辺のガスは廿日市市に上がってくるんです。廿日市市にいろんなガス屋さんの共同の配送会社があります。小さいところがちっちゃなガス会社が、LPガスのお店が自分でトラック持って運んでないんです。例えば大竹市の店見て、昔はガス屋さんところ言ったらボンベが並んでましたよ。今、ボンベないですよ。だから彼らは根っこは共通化しているわけですよ。そして自分のお客さんだけ上手に確保して、請求書発行業みたいになっとるんです。でもやっぱり条件が違うんでしょうね。小さいところがコストが高いんかもしれません。わかりませんが、このくらいの差になってます。

さっきの答弁、わからんことはないんですよ。ただ、市営住宅じゃないですか。所得が多かったら入れないんですよ。所得の多い人は入れないという非常に福祉的な色合いの強い住宅ですよ。そこに入っている人が、わしガス代が高うてからやれんのじゃけどね、うち、家賃よりかガス代が高こうてもうやれんのじゃけどと相談に来たらどうします。

さっきから部長が首を横に振っているのが、すごく目立つんですよ。こっちから見てましたらね。私が見たらふざけるなという感じですよ。

それで、もう一つは、あの世界のあしき習慣で、何か工事をお願いしたら料分で回収するという文化がありまして、何か言ったら全部やってくれるんですよ。請求書来ない。でも市営住宅をつくる時も、6号棟もそうですけど、これは国の補助金もらってやるわけですから配管をまさかガス業者がやるっちゃうことはあり得ませんよね。要するにガス庫

から何から全部本来の躯体をつくる側がやることは完璧にやった上に、あの人たちはガスボンベを持ってきてつなぐことと、それからメーターとか安全装置とかそういうものはガス屋さんの持ち物だと思いますから、それはそれで設置してそのコストは要りますよね。だから一般家庭よりかもっと安くなる。

それともう一つはネットなんかの料金がそうですけども、マンション価格と戸建価格違いますよね。マンションって効率がいいですから、当然安くて当たり前なんです。大竹でいえば白石が安いんですけども、白石はワンパッケージですから。でも私、昔、見に行きましたよ。白石の市営住宅、ワンパッケージですけども、道路もあるし水路もあるし、結局、御園も違いやしないんですよ。それぞれガス庫はあるんですよ。ただ、概念として全部ワンパッケージにしたから簡易ガスというくくりになって、行政からの国からのチェックが入って安く設定されたんです。だから白石は安いんですよ。本当はばらばらですよ。

実を言うと多分、大竹市が白石とか先ですから、白石をつくって一つの業者をとったわけですよ。そうしたら大竹にちまちなあるガス屋さんが市役所にすごい文句を言ったんだと思いますよ。その後で御園ができたときはばらばらにしています。御園だってワンパッケージできますよ。1号棟と4号棟は一緒の業者ですかね。つながってはないのかな。つながってるかどうか知りませんが、つながってないか。

ただ適正な金額にするという結果ですよ。理由が幾らあっても結果として余り差があればですよ、設置者ですからね。あの人たちがガス屋さんは市役所に何か契約してですよ、何か権限をもらってあそこにガスを独占的な営業権というのを持つてるわけじゃないでしょ。営業権を持つてるような誤解を与えているから訴えられるんですよ。今、裁判やっていますよね。本当はね、もっと自由であるべきなんです。

質問に行きますけども、さっき課長のお話では入居者の大部分が相談に来たら乗ると言われましたよね、確か。乗ってくれないからこんな陳情になってるんですけども、ここに78人いて、この人たちは多分ね、高いアパートに住んでる人たちですから、安いとこの人は言いませんからね。その人たちがこうやってこの署名を要するに何とかありませんかという相談に切りかえることは簡単ですよ。そしたら相談に乗るって言ってください。お願いします。

○田中委員長 中司都市計画課長。

○中司都市計画課長 先ほども何回も同じことを言うようになりますけども、入居者さんみんなそろってガス業者を選定し、変更するというのであれば、市としてそれを拒むものではございませんので、そういったお話があれば市としても特に拒否する考えはございません。そういう意味で相談に乗るということでございます。

○田中委員長 日域委員。

○日域委員 おおむねでいいですか。やけに、そもそも最初は何を言ってたかといったら、トラブルがあったら介入できるっていうのが皆さん方の言い方だったんですよ。だから高いと思うんなら、ガス屋さんにまず入居者が文句言えと。それで交渉がうまくいかなかったら市役所としても非常に介入がしやすいから、そういう状況をつくってくれと言われましたよね。最初からね。

私の聞くところでは、交渉しようと思ったけど、ナシのつぶてでしたからね。そういうふう聞いてます。要するに出てきたくないわけですよ。会って話をすれば安くなるに決まっていますから。その人たちが自分の家で商売すればいいですけども、公営住宅の中で独占的に営利行為をするというのがこんなに守られていいのかなという気はしますが、入居者のうちの何割がですよ、マンション建てかえなんかでもありますが、それはもちろんあれでしょ。

一つ、前から私、疑問に思ってることがあって、公共料金じゃないちゅうことは、中に住んでる人の金額、それぞれの単価が同じとも限らない。Aさんはたくさんガス使ってくれるから安くしましょうと。隣の部屋のBさんはガスは余り使わんから単価が高いんですよということも今の法律の中では許されてることだと思います。だから大部分で課長言いましたけど、大部分の必要はないんですよ。一人がうち高いと思うんじゃないかと、白石の市営住宅は安いのに何でうち高いんで、ほかの人は知らんいねと、ほいじゃが、わしはこんな高いのおもしろないけ、ちょっと何とかしてやって来たときに集団でなければ拒否をする理由は私はないと思います。

そういうことについて、皆さんガス屋さんをすごい怖がってるでしょ。あんな怖いんですか、ガス屋さんて。もうちょっと行政としての腹の据わったところを見せてくださいよ。このことについてならもうどうしようもないですよ。皆さん方が一番怖がってて、大竹市役所の中では産業振興課の係のほうがよっぽど乗ってきますよ。あの人たちは通産省の通達ちゃんと持ってますので、これですよと言います。あの人たちのほうが市営住宅の入居者に対して優しい。皆さんは入居者に対してすごくきつい、そんな気がします。

例えば、市営住宅に入居するじゃないですか。そのときにガスは皆さんが選ぶんですって書いてありませんよね。昔、広島なんかで家借りたりするとガスショップに電話してくださいとありましたけど、もう広島ガスの都市ガスが来るという大前提のもとに処理してありますよね。

大竹市の市営住宅もそれぞれガス屋さん決まっていますって皆さん書いてますよね。皆さんが決めるんですと言うんだったら、入居者に皆さんが決めるんですと言うまじスタートラインから変えたらどうです。要は何もかもやりたくないだけじゃないですか。ぜひあるべき姿がどうなのかと考えて、そのためにできることから一歩ずつ前に歩を進めてほしいんですけども。

それはそれとして、相談があったら乗るんですよ。全員でなくても、ある人が、うちは違うガス屋さんからガス買いたいと言ってもそれは無理ですよ。ほいじゃけど、ガス高いけ何とかしてくれって言ったら、市は交渉可能ですよ。それはいかがですか。

○田中委員長 中司都市計画課長。

○中司都市計画課長 市としてそのガス業者とガス料金等について交渉するという意味じゃなくて、あくまでもガス業者さんと協議、選定してもらうのは入居者さん、契約者さんだろうというふうに考えております。市としてそこに介入していくというのは、適切ではないというふうに考えておるところでございます。料金もですね。

○日域委員 ああいう答弁では、何回やっても同じですからね。

○田中委員長 今回の執行部の考え方は、交渉するのは今の入居者の人たちが、いわゆるガス料金が安いのは誰でもええわけよ。高くするのに変えるわけじゃないんじやけ。安くするための交渉はそれは入っとる人はみんなそういう意見になると僕は思うんじやけどね。いや、わしは高くてもいいよという人はおらんと思う。安くなるんならいう形じやろう思うんよ。それで、みんなで業者とちゃんと交渉することは市としてはいいですよと、皆さんでやってくださいというのが、市の基本的な考え方。そこに市が入りませんよと。だから皆さんでじゃあそのガス業者、販売業者と交渉してくださいと、値段決めるのはあなたたちですよというスタンスだと私は今、そういう解釈しとんじやけどね。だから、それに対して反対する人はいないと思うし、その交渉云々はその人たちでまとまって、例えば1棟なら1棟の人が全部そういう考え方になると思うんですよ。わしやええちゆう人はおらんと、安くなるんやったら、それはまとまると思うんですよ。それで交渉どうぞやってくださいというのが市のスタンスというふうに先ほどからの答弁聞いてそのように感じてるんですよ。

では最後です。

○日域委員 今回の委員長の話じゃ若干違うんですよ。公募して上がってもええんかってどなたかおっしゃったんですよ。とにかく副市長ももちろんそうです。それでそういう苦し紛れにいろんなことを言うわけですよ。本当に苦し紛れにいろんなことを言うからね、ますます焦点がぼけてくるんですけども。それは中にはどこかのガス屋さん勤めてる人がいたら、それは反対しますよ。だからああいう人たちが何十人かが一致しなければやらないと言うたら、やらないとイコールですから。同じ商品ですから。新聞見たら相場出てますよ。新聞で見てる相場で多分その辺で買うんでしょけども、そうやってで買ったものを皆さんが同じ配送会社で配送してもらってやるわけですからね、そんなに変わるわけじゃないですよ。あとは個々の販売店の個人的事情があると思いますけどね。

それで、交渉に適切ではないというすごくぼやかした拒否の形の言葉を使われますけども、これ例えば市が公募するじゃないですか。公募したやつはずっと続いてますよね。要するに住民自体が変えた歴史はないわけです。それで市の文書見てもどこそこの1号棟はどこですと書いて配るわけですから、そしたらいかにも決まってるみたいですよ。とりあえず市がここに決めましたと、次どうするかは皆さん改めて決める権利がありますというアピールはなぜしないんです。極端に言えば、値段は自由ですから戸別も自由かもしれないから頑張って交渉してくださいって言ったっていいわけですよ。皆さんがここで言うことと、住民に対して、もしくは入居募集するときに言うこととは相当な差がありますよね。いつもああ言えばこう言うで、のりくすり拒否するじゃないですか。少なくとも公営住宅というのは、家賃まで全部細かく決めてあるというふう聞いてますけども、そこで家賃より高いガスを市も知らんところであっちが勝手に請求書送るんですからね。それを突きつけられて、見たくないと言ったんじや始まりませんよね。途中のプロセスはあるにせよ、8割も違ったらこれおかしいんじゃないのと、それもノーと言ってですよ、市営住宅の管理してる管理者としての責任が果たせたことになりませんか。法的にできないと思うんだったら法的にできないと言ってください。

- 田中委員長 坪浦建設部長。
- 坪浦建設部長 法的にどうできないかということはちょっと今持ち合わせてはおりませんが、基本的には民民に対しては不介入という行政の立場であろうかと思っておりますので、もう少しそこらあたりを、どの法にどうという話であればもう少しきちっとした形で調査をしてお答えをさせていただくこともやぶさかではございません。
- 日域委員 今月いっぱいでもいいですか。
- 田中委員長 いつまでというのがあったけど、それは期間できるの。今の段階ではわかりませんなら、わかりませんと。
- 坪浦建設部長 現段階では今から作業する話でございますので、いつまでということは一応この場では控えさせていただきたいと思っております。
- 田中委員長 わかりました。
他に質疑はございませんか。
和田委員。
- 和田委員 ちょっと確認したいんですが、先ほど今の陳情者78名が一応料金を業者と交渉してある程度下がった場合いいんですが、下がらん場合に市の職員は介入するんですか。交渉に対して。それちょっと聞きたいんですが。
- 田中委員長 質問の意味、わかった。いい。
中司都市計画課長。
- 中司都市計画課長 先ほど申し上げておりますとおり、民民のガス料金について市のほうが介入して、高くなったら調整するとかいうことはできないというふうに考えてます。
- 田中委員長 他に。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 田中委員長 以上で質疑を終結いたします。
それでは、本件の取り扱いについて委員の皆さんの意見をお聞きしたいと思います。
賀屋委員。
- 賀屋委員 私としては、先ほど部長さんのほうからも、もう少し調査が必要だという意向も納得できますし、また私の質疑の中でも周辺の都市あるいはほかを含めて調べられる範囲で同様の実態があるのかどうなのか、どのくらいの格差なのかということ、あるいはそういう格差が大きいところにおいてはその管理者である公のほうで調整に入ってるかどうか、そういうことも含めて調査をしていただかないとなかなかこの陳情についてどうこうするという判断、今ではならないだろうなと思っておりますので、継続審査としたいと思います。
- 田中委員長 ありがとうございます。
ただいま賀屋委員のほうから継続審査という意見がございました。
それでは、委員の皆さんに継続審査について採決を行いたいと思っております。
本件を閉会中の継続審査にすることに賛成の委員の皆さんの起立を求めます。
〔賛成者起立〕
- 田中委員長 ありがとうございます。

全員、継続審査という意見でございます。

それでは、起立多数と認めます。

よって閉会中の継続審査といたします。

太田副市長。

○**太田副市長** この件でございますが、先ほど、民間、他市の状況を含め大竹市内のガス業者さんの料金を調査することは可能でございますが、その民間の自由化されておるガス料金の民間の企業活動でございます。その件について、それを調査し、それを公表することについても一定の疑義があるように感じております。今、公表するようなお話をさせていただいておりますが、その辺についてももう少し時間をいただけるようなので検討していきたいと思っております。

この件の大もとは民不介入、その辺についてどう考えるかでございますが、私どもは全体の後ろであって、一部の人間の保護者ではございません。そのあたりの法の制度をどういうふうに解釈していくか、大変大きな問題を含んでいるように思います。この陳情書を出された方の気持ちもよくわかるし、賛成された方、反対された方の気持ちもよくわかるんですが、かなり慎重な対応をとっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**田中委員長** わかりました。今、副市長からそういう発言がございましたので、その辺のところは委員の皆さん十分にお含みおきをいただきたいと思っております。

それでは、以上で生活環境委員会を閉会いたします。

12時38分 閉会